

リハビリテーション以外の介入の情報について

リハビリテーション以外の介入の情報について

- 訪問介護における身体介護や生活援助について
 - 訪問介護計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際の参考として、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れについては、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計発第10号）」において例示している

| 身体介護 | 生活援助 |
|---|-------------------|
| 1 - 0 サービス準備・記録等 | 2 - 0 サービス準備等 |
| 1 - 1 排泄・食事介助 | 2 - 1 掃除 |
| 1 - 2 清拭・入浴、身体整容 | 2 - 2 洗濯 |
| 1 - 3 体位変換、移動・移乗介助 | 2 - 3 ベッドメイク |
| 1 - 4 起床及び就寝介助 | 2 - 4 衣類の整理・被服の補修 |
| 1 - 5 服薬介助 | 2 - 5 一般的な調理、配し下膳 |
| 1 - 6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等） | 2 - 6 買い物・薬の受け取り |

訪問介護事業所及びベンダーヒアリングの結果について

- 訪問介護事業所
 - 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分を用いて、記録を作成している事業所がある
- 介護情報システムベンダー
 - ヒアリングを行った多くのベンダーが、類似した項目で実施の有無を記録できるシステムを提供している
 - ヒアリングを行った全てのベンダーのシステムにおいて、事業所で項目を変更できる仕様となっている
 - コードについては、ベンダー間で共通化されていない

論点

- 身体介護や生活援助の情報の収集についてどのように考えるか。特に、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分の活用についてどのように考えるか。
- 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分について、訪問介護以外のサービスでの活用についてどのように考えるか。